

			特例通知				施行通知							備考	別添2 提出期日		
			様式1	様式2	様式3	様式4	様式1	様式2	様式3	様式4	様式5	様式6	様式7				
			研修プログラム 大学病院概況表	大学病院等変更届出書	大学病院研修プログラム 廃止届出書	大学病院 年次報告書	臨床研修施設申請書(新 規申請)	研修協力施設概況表	臨床研修施設等変更届出 書	臨床研修施設指定取消申 請書	研修プログラム追加・変 更届出書	臨床研修施設指定取消申 請書	研修プログラム廃止届出 書			年次報告書	
研修プログラム追加 届出 注3)	単独型相当大学病院	管理型 臨床研修施設	●	●										地方厚生局健康福祉部医事課へ 送付する。	前年度の 4月30日		
		協力型(I) 相当大学病院		●										管理型臨床研修施設がとりまとめ 一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ 送付する。			
		臨床研修施設					●注4)			●注4)							
		協力型(II) 相当大学病院		●										管理型相当大学病院がとりまとめ 一括して、地方厚生局健康福祉部 医事課へ送付する。			
		臨床研修施設					●注4)			●注4)							
		管理型 相当大学病院	●	●													
	協力型(I) 相当大学病院		●											管理型相当大学病院がとりまとめ 一括して、地方厚生局健康福祉部 医事課へ送付する。			
	臨床研修施設					●注4)			●注4)								
	臨床研修 施設群の 構成の変 更を伴わ ない	単独型相当大学病院	管理型 臨床研修施設	◎	●									地方厚生局健康福祉部医事課へ 送付する。		前年度の 4月30日	
			協力型(I) 相当大学病院		●									管理型臨床研修施設がとりまとめ 一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ 送付する。			
			臨床研修施設								●						
			協力型(II) 相当大学病院		●												管理型相当大学病院がとりまとめ 一括して、地方厚生局健康福祉部 医事課へ送付する。
臨床研修施設										●							
管理型 相当大学病院			◎	●													
協力型(I) 相当大学病院			●											管理型相当大学病院がとりまとめ 一括して、地方厚生局健康福祉部 医事課へ送付する。			
臨床研修施設									●注4)		●注4)						
臨床研修 施設群の 構成の変 更を伴う		管理型	臨床研修施設	◎	●								●	管理型臨床研修施設がとりまとめ 一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ 送付する。	前年度の 4月30日		
			協力型(I) 相当大学病院		●								●注4)				管理型相当大学病院がとりまとめ 一括して、地方厚生局健康福祉部 医事課へ送付する。
			臨床研修施設								●注4)		●注4)				
		協力型(II) 相当大学病院		●										管理型相当大学病院がとりまとめ 一括して、地方厚生局健康福祉部 医事課へ送付する。			
	臨床研修施設								●注4)		●注4)						
	管理型 相当大学病院	◎	●														
研修プログラム廃止 注5)	単独型相当大学病院	管理型 臨床研修施設	●		●								地方厚生局健康福祉部医事課へ 送付する。	前年度の 4月30日			
		協力型(I) 相当大学病院											管理型臨床研修施設がとりまとめ 一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ 送付する。				
		臨床研修施設										●注5)					
	協力型(II) 相当大学病院												管理型相当大学病院がとりまとめ 一括して、地方厚生局健康福祉部 医事課へ送付する。				
	臨床研修施設										●注5)						
	管理型 相当大学病院	●		●													
協力型(I)	相当大学病院												管理型相当大学病院がとりまとめ 一括して、地方厚生局健康福祉部 医事課へ送付する。				
	臨床研修施設											●注5)					
	臨床研修施設											●注5)					

※様式は「歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」及び「大学病院と共同して歯科医師の臨床研修を行う臨床研修施設の特例について」に規定するものを用いること。それぞれの様式のうち、施設の区分に応じて様式が規定されているものは、該当する区分の様式に記入し提出すること。

●： 提出が必要な書類

◎： 研修プログラムを変更する場合は、変更前後の研修プログラム及び変更箇所を記載した書類(変更部分に下線を付した変更前後の研修プログラムでも可)が必要

注1) 既に臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所であっても、新たに他の区分の臨床研修施設として研修プログラムを新設する場合、当該区分の臨床研修施設の指定申請を行わなければならない。

注2) 診療科名、病床の種別ごとの病床数、研修管理委員会の構成員、指導歯科医の氏名、研修歯科医の処遇に関する事項、研修協力施設に關し定められた事項に係る変更については、指定基準に適合しなくなった場合を除き年次報告の際に併せて届け出ることができる。

注3) 臨床研修施設が既に指定を受けている区分の中で、新たに他の研修プログラムを追加する場合をいう。

注4) 当該病院又は診療所が新たに他の区分の臨床研修施設になろうとする場合は施行通知の様式1、既に臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所である場合には施行通知の様式4を提出する。

注5) 当該病院又は診療所がそれぞれの区分の臨床研修施設としての指定取消を伴う場合、臨床研修施設の指定取消の手続きが必要である。

注6) 管理型相当大学病院と臨床研修施設が共同して臨床研修を行う場合で、臨床研修施設群に協力型(I)相当大学病院又は協力型(II)相当大学病院が含まれる場合には、当該協力型(I)相当大学病院又は協力型(II)相当大学病院の大学病院概況表を提出する。

注7) 管理型相当大学病院と臨床研修施設が共同して臨床研修を行う場合で、臨床研修施設群に協力型(I)相当大学病院又は協力型(II)相当大学病院が含まれる場合には、当該協力型(I)相当大学病院又は協力型(II)相当大学病院の大学病院等変更届出書を提出する。

D-REISで届出を行うことが可能